

春日部市水道事業建設工事低入札価格取扱要綱

春日部市水道事業建設工事低入札価格取扱については、春日部市建設工事低入札価格取扱要綱（令和５年３月２７日制定）の例による。ただし、同要綱第７条第６号及び第１１条の様式は、次のとおりとする。

- (1) 低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書（様式第１号）
- (2) 低入札価格調査報告書（様式第２号）
- (3) 技術者の配置計画（様式第３号）
- (4) 入札金額の決定理由（様式第４号）
- (5) 直接工事費に係る内訳書（様式第５号）
- (6) 共通仮設費に係る内訳書（様式第５号の２）
- (7) 下請予定業者等一覧表（様式第６号）
- (8) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第７号）
- (9) 手持ち工事の状況（同種・類似）（様式第８号）
- (10) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式第９号）
- (11) 手持ち資材の状況（様式第１０号）
- (12) 手持ち機械の状況（様式第１１号）
- (13) 資材購入予定先一覧（様式第１２号）
- (14) 機械リース元一覧（様式第１３号）
- (15) 労務者の確保計画（様式第１４号）
- (16) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式第１５号）
- (17) 社会保険等への加入状況（様式第１６号）
- (18) 社会保険等の適用除外に関する誓約書（受注者用）（様式第１６号の２）
- (19) 社会保険等の適用除外に関する誓約書（一次下請業者用）（様式第１６号の３）

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
（春日部市水道事業建設工事低入札価格取扱要綱の廃止）
- ２ 春日部市水道事業建設工事低入札価格取扱要綱（令和４年１０月３日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- ３ この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱

の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 4 この要綱の施行の際現にある旧要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。